

第2回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 令和5年7月31日（月曜日）

開催場所 標茶町役場議場

○議事日程

第 1	会議録署名委員の指名について	
第 2	会期決定について	
第 3	会務報告	
第 4	報告第 1号 農用地利用関係調整・あっせん申出に係る あっせん委員の指名について	2件
第 5	報告第 2号 農用地譲渡申出に係るあっせん結果について	4件
第 6	議案第 2号 農用地の賃貸借に係る合意解約について	1件
第 7	議案第 3号 現況証明願について	4件
第 8	議案第 4号 農業振興地域整備計画の変更について	4件
第 9	議案第 5号 農地法第5条の規定による許可申請について	3件
第10	議案第 6号 農用地の買入協議に係る要請について	1件
第11	議案第 7号 農用地利用集積計画の作成の要請について	19件

○出席委員（14名）

1番 平山 正志 君	2番 澁谷 洋 君	4番 小野寺典男 君
5番 佐藤 松喜 君	6番 渡邊 裕義 君	8番 舟山 珠代 君
9番 津野 齊 君	10番 甲斐やす子 君	11番 笛木 眞一 君
12番 山本 政弘 君	13番 熊谷 英二 君	14番 嶋中 勝 君
15番 遠藤 聡 君	16番 佐藤 徳市 君	

○議事参与の制限を受けた委員（0名）

○欠席委員（2名）

3番 大泉 義明 君	7番 森田 享子 君
------------	------------

○その他出席者

事務局長 村山 尚 君	事務局次長 小幡 裕也 君
振興係長 和田 千春 君	主 任 湊谷 沙紀 君

(会長 佐藤徳市君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長(佐藤徳市君) 只今から第2回標茶町農業委員会総会を開会致します。

只今の出席委員は14名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立致しました。

(午前10時00分開会)

◎開会の宣告

○会長(佐藤徳市君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長(佐藤徳市君) 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

1番・平山君 2番・澁谷君

を指名致します。

◎会期の決定について

○会長(佐藤徳市君) 日程第2。会期決定を議題と致します。

第2回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りと致したいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定致しました。

◎会務報告

○会長(佐藤徳市君) 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配布のとおりであります。

◎報告第1号

○会長(佐藤徳市君) 日程第4。報告第1号、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、内容2件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号2まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

事務局次長小幡君。

○事務局次長（小幡裕也君） はい。

報告第1号について説明させていただきます。

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員を次のとおり指名したので報告するものであります。

指名したあっせん委員は別紙のとおり1件となっております。

番号1

あっせん申出者、●●●● ●●●●さん

申出面積 78.5 h a

指名年月日 令和5年7月13日

申出の種類 賃貸借。

指名あっせん委員は、佐藤松喜委員、笛木委員、熊谷委員、平山委員。

番号2

あっせん申出者、●●●● ●●●●さん

申出面積 156.7 h a

指名年月日 令和5年7月18日

申出の種類 売買。

指名あっせん委員は、佐藤松喜委員、笛木委員、澁谷委員、平山委員。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1から番号2まで、内容2件について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件については報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第1号、内容2件は報告のとおり承認されました。

◎報告第2号

○会長（佐藤徳市君） 日程第5。報告第2号、農用地譲渡申出に係るあっせん結果について、内容4件を議題といたします。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

事務局次長小幡君。

○事務局次長（小幡裕也君） はい。

報告第1号について説明させていただきます。

農用地譲渡申出に係るあっせん結果について次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり4件となっております。

番号1

あっせん譲渡申出者 ●●●● ●●●●さん

あっせん委員長 笛木委員

あっせん委員 佐藤松喜委員、澁谷委員、平山委員

報告年月日 令和5年7月18日

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在 字オソツベツ647-1

現況地目 畑

面積 74,727㎡外2筆、合計面積は238,774㎡

価格 6,463,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は資金借入

続きまして、

土地の所在 字オソツベツ655-1

現況地目 畑

面積 139,054㎡外4筆、合計面積は211,946㎡

価格 3,974,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は資金借入

続きまして、

土地の所在 虹別原野14-1

現況地目 畑

面積 47,923㎡

価格 3,010,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は自己資金

続きまして、

土地の所在 虹別原野61線111-1

現況地目 畑

面積 45,074㎡外1筆、合計面積は49,255㎡

価格 3,016,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は自己資金

続きまして、

土地の所在、字虹別原野 6 1 線 1 1 2 - 1

現況地目 畑

面積 48,631㎡外 1 筆、合計面積56,524㎡

価格 3,771,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は自己資金

続きまして、

土地の所在、字虹別原野 6 2 4

現況地目 畑

面積 50,328㎡

価格 3,365,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は自己資金

続きまして、

土地の所在、虹別原野 7 1 8 - 2 1

現況地目 畑

面積 38,322㎡外 1 筆、合計面積は76,385㎡

価格 4,393,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は自己資金

続きまして、

土地の所在、虹別原野 9 4 1

現況地目 畑

面積 75,940㎡

価格 3,564,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は自己資金

続きまして、

土地の所在、字弟子屈 8 1 3

現況地目 畑

面積 8,688㎡外 3 8 筆、合計面積は611,691㎡

価格 37,586,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は自己資金

続きまして、

土地の所在、字虹別原野 6 4

現況地目 畑

面積 33,021㎡外6筆、合計面積は97,869㎡

価格 6,131,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は自己資金

続きまして、

土地の所在、虹別原野58線93-1

現況地目 畑

面積 28,601㎡外2筆、合計面積は50,242㎡

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は自己資金

なお番号1につきましてはあっせん委員長であります笛木委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 11番・笛木君。

○11番（笛木眞一君） 11番・笛木。

報告第2号 番号1について報告いたします。

令和5年7月18日に佐藤松喜委員、澁谷委員、平山委員と私、事務局より小幡次長と青島係長で第1回あっせん委員会を開催しました。

本件は、農地保有合理化事業により公益財団法人北海道農業公社の取得した農地を、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さんが借り上げ、今年度公社より売渡を受ける案件となっております。

内容については事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びにあっせんにあたられました、11番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1は報告のとおり承認されました。

続いて番号2を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

事務局次長小幡君。

○事務局次長（小幡裕也君） はい。

番号2

あっせん譲渡申出者 ●●●● ●●●●さん

あっせん委員長 高松委員

あっせん委員 高橋委員、熊谷委員、澁谷委員

報告年月日 令和5年6月12日

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

当該あっせん案件は、譲渡申出があり上記あっせん委員が指名され、第1回あっせん委員会を開催し土地の価格を算定し譲渡人より了承を得て、第2回あっせん委員会を開催し、農用地の利用関係の調整を実施した結果、公益財団法人北海道農業公社が買い取り、認定を受けた者の経営が安定するまでの間一時貸付した後売渡すこととなりましたので、報告いたします。

土地の所在 字中オソツベツ1-1

現況地目 原野

面積 79,191㎡外6筆、合計面積は400,709㎡

価格 6,598,000円

一時貸付予定者 ●●●●さん

なお番号2につきましては澁谷委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 2番・澁谷君。

○2番（澁谷 洋君） 2番・澁谷です。。

報告第2号、番号2について報告致します。

令和5年6月8日に高松委員、高橋委員、熊谷委員と私、事務局より小幡次長、青島係長で現地調査を行いました。

申出者に土地の価格を提示したところ譲渡の承諾を得ました。

令和5年6月12日に中オソツベツ構造改善センターにおいて、第2回あっせん委員会を開催し、買受希望者を調整しました。

一部の土地については購入希望者がいなかったため、あっせん不調となりましたが、そのほかの土地についての相手先は●●●●さんに決まりました。申出者より、農地保有合理化事業の実施の要望がありましたので、公益財団法人北海道農業公社による買い受けとなりました。

詳細については事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、2番・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2は報告のとおり承認されました。

続いて番号3を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

事務局次長小幡君。

○事務局次長（小幡裕也君） はい。

番号3

あっせん譲渡申出者 ●●●● ●●●●さん

あっせん委員長 佐瀬委員

あっせん委員 津野委員、甲斐委員、小野寺委員

報告年月日 令和5年6月13日

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

当該案件については、あっせん委員会を開催し、農用地の利用関係の調整を実施した結果、公益財団法人北海道農業公社に対し町を経由して買入の要請を行うこととなりましたので、報告いたします。

土地の所在 字塘路原野163-1

現況地目 畑

面積 61,657㎡外14筆、合計面積は419,986㎡

価格 13,121,000円

一時貸付予定者は●●●●さん

なお番号3につきましては、津野委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 9番・津野君。

○9番（津野 齊君） 9番 津野です。

報告第2号 番号3について報告いたします。

令和5年5月16日に佐瀬委員、甲斐委員、小野寺委員と私、事務局より小幡次長、青島係長で現地調査を行いました。

申出者に土地の価格を提示したところ譲渡の承諾を得ました。

令和5年6月13日に阿歴内公民館において第2回あっせん委員会を開催し、買受希望者を調整したところ●●●●さんに決定しましたが、譲受人より公益財団法人北海道農業公社による農地保有合理化事業の実施の要望がありました。

詳細については事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号3について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、9番・津野君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3は報告のとおり承認されました。

続いて番号4を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

事務局次長小幡君。

○事務局次長（小幡裕也君） はい。

番号4

あっせん譲渡申出者 ●●●● ●●●●さん

あっせん委員長 津野委員

あっせん委員 佐瀬委員、甲斐委員、小野寺委員

報告年月日 令和5年6月13日

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

当該あっせん案件は、譲渡申出があり上記あっせん委員が指名され、第1回あっせん委員会を開催し土地の価格を算定し譲渡人より了承を得て、第2回あっせん委員会を開催し、農用地の利用関係の調製を実施した結果、公益財団法人北海道農業公社が買い取り、認定を受けた者の経営が安定するまでの間一時貸付した後売渡すこととなりましたので、報告いたします。

土地の所在 字塘路原野283-1

現況地目 畑

面積 163,589㎡

価格 6,827,000円

一時貸付予定者は●●●●さん

なお番号4につきましては、あっせん委員長である津野委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 9番・津野君。

○9番（津野 斉君） 9番 津野です。

報告第2号 番号4について報告いたします。

令和5年5月16日に佐瀬委員、甲斐委員、小野寺委員と私、事務局より小幡次長、青島係長で現地調査を行いました。

申出者に土地の価格を提示したところ譲渡の承諾を得ました。

令和5年6月13日に阿歴内公民館において第2回あっせん委員会を開催し、買受希望者を調整したところ●●●●さんに決定しましたが、譲受人より公益財団法人北海道農業公社による農地保有合理化事業の実施の要望がありました。

詳細については事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号4について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、9番・津野君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号4は報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第2号、内容4件は報告のとおり承認されました。

◎議案第2号

○会長(佐藤徳市君) 日程第6。議案第2号、農用地の賃貸借に係る合意解約について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長(和田千春君) はい。

議案第2号について説明させていただきます。

農用地の賃貸借に係る合意解約について、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知があった下記の件について、議決を求めるものであります。

合意解約の通知があった土地の表示は、別紙のとおり1件となっております。

番号1。

賃借人、●●●● ●●●●さん。

賃貸人、●●●● ●●●●さん。

土地の表示、字虹別434-6。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、42,815㎡他3筆。合計面積は108,523㎡。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、平成28年3月24日。

契約期間、平成28年3月24日から令和8年3月23日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日と土地の引渡し時期は、いずれも令和5年7月7日となっております。

なお、番号1については平山委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長(佐藤徳市君) 1番・平山君。

○1番(平山正志君) 1番・平山です。

議案第2号、番号1について説明させていただきます。

7月14日に現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃借人の要望により、賃貸人と合意解約するものです。

賃貸人、●●●●さんと賃借人、●●●●さんの賃貸借の解約が合意された日は、土地の引渡時期から6カ月以内に成立しているため、農地法第18条第1項第2号の要件を満たし、許可が不要であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、1番・平山君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

以上をもって、議案第2号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第3号

○会長（佐藤徳市君） 日程第7。議案第3号、現況証明願について、内容4件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

事務局次長小幡君。

○事務局次長（小幡裕也君） はい。

議案第3号について説明させていただきます。

現況証明願について、北海道農地法関係事務処理要領に基づき願出のあった、下記の土地の現況証明願について議決を求めるものであります。

別紙のとおり4件となっております。

番号1。

土地の所在、字チャンベツ原野基線2-5。

登記簿地目、牧場。

現況、農地、採草放牧地以外。

農地区分、一般民有地。

利用状況、山林。

面積 153㎡外20筆、合計面積は53,549㎡。

所有者名、●●●●さん。

申請者名、●●●●さん。

調査委員は、津野委員、佐瀬委員、甲斐委員、小野寺委員。

調査年月日、令和5年5月8日。

なお、調査結果につきましては、甲斐委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 10番・甲斐君。

○10番（甲斐やす子君） 10番・甲斐です。

この件につきましては、あっせん案件で、令和5年5月8日に津野委員、佐瀬委員、小野寺委員、事務局より小幡次長、青島係長と現地調査をいたしました。

資料の1ページから4ページをご覧ください。

当該地の現況は、山林と雑種地となっており、隣接農地とはっきりと区分けされておりました。以上のことから、この土地は農地・採草放牧地以外であることを確認してまいりました。以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、10番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。
原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続きまして、番号2を議題といたします。
事務局より内容説明させます。
事務局次長小幡君。

○事務局次長（小幡裕也君） はい。

番号2。
土地の所在、字チャンベツ原野西2線南28-20。
登記簿地目、畑。
現況、農地、採草放牧地以外。
農地区分、一般民有地。
利用状況、原野。
面積 442㎡。
所有者名、●●●●さん。
申請者名、●●●●さん。
調査委員は、津野委員、甲斐委員、小野寺委員。
調査年月日、令和5年6月30日。
なお、調査結果につきましては、甲斐委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 10番・甲斐君。

○10番（甲斐やす子君） 10番・甲斐です。

議案第3号 番号2について報告いたします。
令和5年6月30日に津野委員、小野寺委員、事務局より青島係長と現地調査をしてまいりました。

資料の5ページから6ページをご覧ください。
当該地の現況は、原野となっており、隣接農地とはっきりと区分けされておりました。以上のことから、この土地は農地・採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあられました、10番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

続きまして、番号3を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

事務局次長小幡君。

○事務局次長（小幡裕也君） はい。

番号3。

土地の所在、字標茶234-1。

登記簿地目、牧場。

現況、農地、採草放牧地以外。

農地区分、一般民有地。

利用状況、山林。

面積、2,953㎡外1筆、合計面積は4,216㎡。

所有者名、●●●●さん。

申請者名、●●●●さん。

調査委員は舟山委員、熊谷委員、澁谷委員。

調査年月日、令和5年7月3日。

なお、調査結果につきましては、熊谷委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 13番・熊谷君。

○13番（熊谷英二君） 13番・熊谷です。

議案第3号 番号3について報告いたします。

令和5年7月3日に舟山委員、澁谷委員、事務局より青島係長と現地調査をいたしました。

資料の7ページから9ページをご覧ください。

当該地の現況は、山林となっており、隣接農地とはっきりと分けられておりました。以上のことから、この土地は農地・採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあられました、13番・熊谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

続きまして、番号4を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

事務局次長小幡君。

○事務局次長(小幡裕也君) はい。

番号4。

土地の所在、字クチョロ原野北22線東63-2。

登記簿地目、畑。

現況、農地、採草放牧地以外。

農地区分、一般民有地。

利用状況、原野。

面積、3,703㎡。

所有者名、●●●●さん。

申請者名、●●●●さん。

調査委員は熊谷委員、澁谷委員、甲斐委員。

調査年月日、令和5年7月7日。

なお、調査結果につきましては、澁谷委員より報告をお願い致します。

○会長(佐藤徳市君) 2番・澁谷君。

○2番(澁谷 洋君) 2番・澁谷です。

議案第3号 番号4について報告いたします。

令和5年7月7日に熊谷委員、甲斐委員、事務局より青島係長と現地調査をまいりました。

資料の10ページから11ページをご覧ください。

当該地の現況は、原野となっており、隣接農地とはっきりと分けられておりました。

以上のことから、この土地は農地・採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上で報告を終わります。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあられました、2番・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号4については原案可決されました。

以上をもって、議案第3号、内容4件は原案可決されました。

◎議案第4号

○会長(佐藤徳市君) 日程第8。議案第4号、農業振興地域整備計画の変更について、内容4件を議題といたします。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

事務局次長小幡君。

○事務局次長(小幡裕也君) はい。

議案第4号について説明させていただきます。

農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2に基づき、標茶町長より意見を求められた下記の件について、意見を求めるものであります。

意見を求められた土地の表示は、別紙のとおり4件となっております。

番号1。

区分、用途区分変更。

地番、字栄127番地4。

現況地目、畑。

面積、19,664㎡の内367.50㎡。

事業計画の名称、D型ハウス建設のため。

事業主体、●●●●、●●●●さん。

事業開始は変更後。

土地所有者は、●●●●さん。

事業の緊急性、必要性は新たに農業用施設を整備するものであります。

土地選定の理由は、当該地は、農業用施設の建設に営農上最適であるとともに周辺には農用地以外に代替すべき土地がなく、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

なお、調査結果につきましては、嶋中委員よりご報告をお願い致します。

○会長(佐藤徳市君) 14番・嶋中君。

○14番(嶋中 勝君) 14番・嶋中です。

議案第4号 番号1について報告いたします。

7月14日に渡邊委員、森田委員と私、事務局より青島係長で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の12ページから16ページに記載されていますのでご覧ください。

この案件は、栄で営農する●●●●さんが、D型ハウス建設を目的として、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

事業の規模については、妥当な面積であり、周辺には農用地等以外の代替地もなく、周辺農用地等への影響も軽微なことから、やむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、14番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続きまして、番号2を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

事務局次長小幡君。

○事務局次長（小幡裕也君） はい。

番号2。

区分、用途区分変更。

地番、字雷別68番地7。

現況地目、畑。

面積、181,000㎡の内2,383.20㎡。

事業計画の名称、D型育成舎整備事業のため。

事業主体、●●●●、●●●●さん。

事業開始は変更後。

土地所有者は、●●●●さん。

事業の緊急性、必要性は新たに農業用施設を整備するものであります。

他法令の許認可の見通し、農地法第5条申請中。

土地選定の理由は、当該地は、農業用施設の建設に営農上最適であるとともに周辺には農用地以外に代替すべき土地がなく、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

なお、調査結果につきましては、甲斐委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 10番・甲斐君。

○10番（甲斐やす子君） 10番・甲斐です。

議案第4号 番号2について報告いたします。

7月12日に小野寺委員、津野委員と私、事務局より青島係長で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の17ページから20ページに記載されていますのでご覧ください。

この案件は、雷別で営農するさ●●●●さんが、D型育成舎の整備を目的として、農振農用地区

域内の農地を農地以外にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

事業の規模については、妥当な面積であり、周辺には農用地等以外の代替地もなく、周辺農用地等への影響も軽微なことから、やむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、10番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

続きまして、番号3を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

事務局次長小幡君。

○事務局次長（小幡裕也君） はい。

番号3。

区分、用途区分変更。

地番、字多和466番地1。

現況地目、畑。

面積、21,408㎡の内309.88㎡。

事業計画の名称、車庫整備事業のため。

事業主体、●●●●、●●●●さん。

事業開始は変更後。

土地所有者は、●●●●さん。

事業の緊急性、必要性は新たに農業用施設を整備するものであります。

他法令の許認可の見通し、農地法第5条申請中。

土地選定の理由は、当該地は、農業用施設の建設に営農上最適であるとともに周辺には農用地以外に代替すべき土地がなく、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

なお、調査結果につきましては、渡邊委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 6番・渡邊君。

○6番（渡邊裕義君） 6番・渡邊です。

議案第4号 番号3について報告いたします。

7月14日に森田委員、嶋中委員と私、事務局より青島係長で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の21ページから24ページに記載されていますのでご覧ください。

この案件は、多和で営農するさ●●●●んが、車庫の整備を目的として、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

事業の規模については、妥当な面積であり、周辺には農用地等以外の代替地もなく、周辺農用地等への影響も軽微なことから、やむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、6番・渡邊君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

続きまして、番号4を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

事務局次長小幡君。

○事務局次長（小幡裕也君） はい。

番号4。

区分、除外。

地番、字標茶687番地4。

現況地目、畑。

面積、95,133㎡の内2,381.98㎡。

事業計画の名称、農家用住宅建設事業のため。

事業主体、●●●●、●●●●さん。

事業開始は除外後。

土地所有者は、●●●●さん。

事業の緊急性、必要性は新たに農業用住宅を建設するものであります。

他法令の許認可の見通し、農地法第5条申請中。

土地選定の理由は、当該地は、住宅建設地とすることに農業経営の上で有利となり、周辺には農用地以外に代替すべき土地がなく、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

なお、調査結果につきましては、平山委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 1番・平山君。

○1番（平山正志君） 1番・平山です。

議案第4号、番号4について報告いたします。

7月13日に佐藤松喜委員、笛木委員、熊谷委員と私、事務局より小幡次長で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の25ページから28ページに記載されていますのでご覧ください。

この案件は、萩野で営農する●●●●さんが、農家用住宅建設を目的として、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

事業の規模については、妥当な面積であり、周辺には農用地等以外の代替地もなく、周辺農用地等への影響も軽微なことから、やむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、1番・平山君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

よって、番号4については原案可決されました。

以上をもって、議案第4号、内容4件は原案可決されました。

◎議案第5号

○会長（佐藤徳市君） 日程第9。議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請について、内容3件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

事務局次長小幡君。

○事務局次長（小幡裕也君） はい。

議案第5号について説明させていただきます。

農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の規定による農地転用のための権利移転（設定）の許可申請があった下記の件について、意見を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり3件であります。

番号1。

所有者、●●●● ●●●●さん。

転用者、●●●● ●●●●さん。

土地の所在、字雷別68-7の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、4,725.41㎡

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

契約内容、使用貸借

転用目的は、D型育成舎新築。

転用計画内容、期間、許可日から永久。

D型育成舎349.92㎡、作業スペース4,375.49㎡

調査委員は、津野委員、甲斐委員、小野寺委員。

調査結果につきましては甲斐委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 10番・甲斐君。

○10番（甲斐やす子君） 10番・甲斐です。

議案第5号、番号1について報告いたします。

7月12日に小野寺委員、津野委員と私、事務局より青島係長で現地調査を行いました。

申請地は、参考資料の17ページから20ページに記載されていますのでご覧ください。

申請者は、雷別で営農する●●●●さんで、貸主の●●●●さんの土地にD型育成舎の整備を目的とした永久転用の申請をするものです。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、契約内容及び転用の目的、転用計画については、記載のとおり確認しています。

実行性、信用力については、転用にかかわる行為を遂行できると認められ、転用面積についても妥当な面積と判断致します。

周辺農地へ及ぼす被害や支障等は認められません。

当該地は農振農用地区域内農地であることから原則不許可ですが、今後も営農を続けるうえで、必要な施設の建設であり、転用については問題ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました10番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続きまして、番号2を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

事務局次長小幡君。

○事務局次長（小幡裕也君） はい。

番号2。

所有者、●●●●、●●●●さん。

転用者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字多和466-1の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、309.88㎡

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

契約内容、使用貸借

転用目的は、車庫建設。

転用計画内容、期間、許可日から永久。

車庫64.80㎡、通路スペース245.08㎡

調査委員は、嶋中委員、渡邊委員、森田委員。

調査結果につきましては渡邊委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 6番・渡邊君。

○6番（渡邊裕義君） 6番・渡邊です。

議案第5号、番号2について報告いたします。

7月14日に嶋中委員、森田委員と私、事務局より青島係長で現地調査を行いました。

申請地は、参考資料の21ページから24ページに記載されていますのでご覧下さい。

申請者は、多和で営農する●●●●さんで、貸主の●●●●さんの土地に車庫の整備を目的とした永久転用を申請するものです。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、契約内容及び転用の目的、転用計画については、記載のとおり確認しています。

実行性、信用力については、転用にかかわる行為を遂行できると認められ、転用面積についても妥当な面積と判断致します。

周辺農地へ及ぼす被害や支障等は認められません。

当該地は農振農用地区域内農地であることから原則不許可ですが、今後も営農を続けるうえで、必要な施設の建設であり、転用については問題ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました6番・渡邊君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

続きまして、番号3を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

事務局次長小幡君。

○事務局次長（小幡裕也君） はい。

番号3。

所有者、●●●●、●●●●さん。

転用者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字標茶687-4の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、2,381.98㎡

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

契約内容、使用貸借

転用目的は、農家住宅建設。

転用計画内容、期間、許可日から永久。

農家住宅232.20㎡

調査委員は、佐藤松喜委員、笛木委員、熊谷委員、平山委員。

調査結果につきましては平山委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君）1番・平山君。

○1番（平山正志君）1番・平山です。

議案第5号、番号3について報告いたします。

7日13日に佐藤松喜委員、笛木委員、熊谷委員と私、事務局より小幡次長で現地調査を行いました。

申請地は、参考資料の25ページから28ページに記載されていますのでご覧下さい。

申請者は、萩野で営農する●●●●さんで、貸主の●●●●さんの土地に農家用住宅建設を目的とし、農地の永久転用を申請するものです。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、契約内容及び転用の目的、転用計画については、記載のとおり確認しています。

実行性、信用力については、転用にかかわる行為を遂行できると認められ、転用面積についても妥当な面積と判断致します。

周辺農地へ及ぼす被害や支障等は認められません。

当該地は農振農用地区域内農地であることから原則不許可ですが、今後も営農を続けるうえで、必要な施設の建設であり、転用については問題ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君）以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました1番・平山君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

以上をもって、議案第5号、内容3件は原案可決されました。

◎議案第6号

○会長（佐藤徳市君）日程第10。議案第6号、農用地の買入協議に係る要請について、内容1件を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

事務局次長小幡君。

○事務局次長（小幡裕也君） はい。

議案第6号について説明させていただきます。

農用地の買入協議に係る要請について、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、所有権移転に係る利用調整申出のあった下記の農用地について、公益財団法人 北海道農業公社による買入が特に必要と認められるので、同法第16条第1項の規定に基づき、標茶町長に買入協議の要請をすることについて議決を求めるものであります。

所有権移転に係る利用調整申出のあった農用地は、別紙のとおり1件であります。

番号1。

利用調整申出者、●●●●、●●●●さん。

申出を受けた年月日、令和5年4月28日。

土地の所在、字塘路原野163-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積61,657㎡外14筆、合計面積は419,986㎡。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

以上をもって、議案第6号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第7号

○会長（佐藤徳市君） 日程第11。議案第7号、農用地利用集積計画の作成の要請について、内容19件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号2まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件を、一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

議案第7号について説明させていただきます。

農用地利用集積計画の作成の要請について、下記の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、標茶町長に農用地利用集積計画の作成を要請することについて議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積計画は、別紙のとおり19件となっております。

番号1。

利用権の設定等を受ける者、●●●● ●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●● ●●●●さん

土地の所在、字チャンベツ原野基線2-3。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、6,538㎡外59筆。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期、令和5年8月3日。

対価の支払期限、令和5年9月14日。

土地の引渡時期、対価の支払日。

金額、31,793,000円。

支払方法、指定口座振込みとなっております。

なお、番号2につきまして、利用権の設定等をする者、利用権設定等の種類、成立する法律関係、所有権移転の時期、土地の引渡時期、支払方法が番号1と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号2。

利用権の設定等を受ける者、●●●● ●●●●さん

土地の所在、字チャンベツ原野基線6-9。

地目、登記簿、牧場、現況、採放地。

面積、2,523㎡。

利用権設定等の内容、採放地。

対価の支払期限、令和5年8月31日。

金額、18,000円。

なお、番号1から番号2はあっせん案件でありますので、あらためての調査は行っておりません。以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件については原案可決されました。
お諮り致します。

番号3から番号13まで内容11件について、審議の都合上一括議題に供したいと思いを。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号3から番号13まで内容11件を、一括議題と致します。
事務局より内容説明させます。
振興係長和田君。

○振興係長(和田千春君) はい。

番号3。

利用権の設定等を受ける者、●●●● ●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●● ●●●●さん

土地の所在、字オソツベツ647-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、74,727㎡外2筆、合計面積238,774㎡。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑。

所有権の移転の時期、令和5年8月3日。

対価の支払期限、令和5年10月25日。

価格、6,463,000円。

支払い方法は指定口座振込み。

なお、番号4については、利用権の設定等をする者、利用権設定等の種類、成立する法律関係、所有権移転の時期、対価の支払期限、土地の引き渡し時期、支払方法が番号3と同じでありますので、説明を省略いたします。

番号4。

利用権の設定を受ける者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字オソツベツ655-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、139,054㎡外4筆、合計面積は211,946㎡。

利用権設定等の内容、普通及び採放地。

価格、3,974,000円。

番号5。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字虹別原野14-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積47,923㎡。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期、令和5年8月3日。

対価の支払期限、令和5年10月31日。

土地の引渡時期、対価の支払期限。

価格、3,016,000円。

支払方法は指定口座振込となっております。

なお、番号6から番号13までは、利用権の設定等をする者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、所有権移転の時期、対価の支払期限、土地の引渡時期、支払い方法が番号5と同じでありますので、説明を省略いたします。

番号6。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字虹別原野61線111-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、45,074㎡外1筆、合計面積は49,255㎡。

価格、3,016,000円。

番号7。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字虹別原野61線112-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、48,631㎡外1筆、合計面積は56,524㎡。

価格、3,771,000円。

番号8。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字虹別原野624。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、50,328㎡。

価格、3,365,000円。

番号9。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字虹別原野718-21。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、38,322㎡外1筆、合計面積は76,385㎡。

価格、4,393,000円。

番号10。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん
土地の所在、字虹別原野941。
地目、登記簿、現況ともに畑。
面積、75,940㎡。
価格、3,564,000円。

番号11。
利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん
土地の所在、字弟子屈813。
地目、登記簿、現況ともに畑。
面積、8,688㎡外38筆、合計面積は611,691㎡。
利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。
価格、37,586,000円。

番号12。
利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん
土地の所在、字虹別原野64。
地目、登記簿、現況ともに畑。
面積、33,021㎡外6筆、合計面積97,869㎡。
利用権設定等の種類、普通畑及び採放地。
価格、6,131,000円。

番号13。
利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん
土地の所在、字虹別原野58線93-1。
地目、登記簿、現況ともに畑。
面積、28,601㎡外2筆、合計面積は50,242㎡。
価格、3,414,000円。

なお、番号3から番号13につきましては、あっせん案件でありますので、あらためての調査は
おこなっておりません。以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明を終わります。
これより本件に対する質疑を行います。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。
これより本件については採決致します。
原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。
よって、番号3から番号13まで内容11件については原案可決されました。
お諮り致します。
番号14から番号15まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号14から番号15まで内容2件を、一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長(和田千春君) はい。

番号14。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字上多和105-1。

地目、登記簿、原野、現況、畑。

面積、18,196㎡外40筆、合計面積は492,374㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和5年8月3日から令和15年8月2日まで。

土地の引渡時期、令和5年8月3日。

金額、年間264,000円。

支払方法、毎年10月末日までに指定口座振込み

なお、番号15につきましては、利用権の設定等を受ける者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、利用権の期間、土地の引渡時期が番号14と同じでありますので、説明を省略いたします。

番号15。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字上多和40-2。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、11,392㎡外17筆、合計面積225,957㎡。

金額、年間339,836円。

支払方法は毎年11月末日までに指定口座振込み

なお、番号14から番号15については、平山委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長(佐藤徳市君) 1番・平山君。

○1番(平山正志君) 1番・平山です。

議案第7号 番号14から番号15について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、7月14日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手側の希望により農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格で

あると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました1番・平山君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号14から番号15まで内容2件については原案可決されました。

続いて番号16を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

番号16。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字虹別原野976。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、83,777㎡。

金額、年間268,000円。

支払方法、毎年11月末日までに指定口座振込み

なお、番号16につきましては平山委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 1番・平山君。

○1番（平山正志君） 1番・平山です。

議案第7号 番号16について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、7月14日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手側の希望により農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあられました1番・平山君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号16については原案可決されました。

続いて番号17を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

番号17。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字多和356-1の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、22,322㎡外23筆、合計面積、356,807㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和5年8月3日から令和10年8月2日まで。

土地の引渡時期、令和5年8月3日。

金額、年間1,000,000円。

支払方法、毎年12月末日までに指定口座振り込み

なお、番号17につきましては渡邊委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 6番・渡邊君。

○6番（渡邊裕義君） 6番・渡邊です。

議案第7号 番号17について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、7月15日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、新規の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手側の希望により農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあられました6番・渡邊君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号17については原案可決されました。

続いて番号18を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

番号18。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字雷別22-3。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、7,361㎡外8筆、合計面積は140,931㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和5年8月3日から令和15年8月2日まで。

土地の引渡時期、令和5年8月3日。

金額、年間300,000円。

支払方法、毎年10月末日までに指定口座振り込み

なお、番号18につきましては甲斐委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 10番・甲斐君。

○10番（甲斐やす子君） 10番・甲斐です。

議案第7号 番号18について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、7月17日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手方の希望により農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました10番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号18については原案可決されました。

続いて番号19を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

番号19。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字中チャンベツ原野219-2の内。

地目、登記簿、原野、現況、畑。

面積、24,555㎡外1筆、合計面積は29,243㎡。

利用権設定等の種類、使用貸借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、使用貸借。

利用権の期間、令和5年8月3日から令和15年8月2日まで。

土地の引渡時期、令和5年8月3日。

金額、無償。

支払方法については、なしとなっております。

なお、番号19につきましては甲斐委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 10番・甲斐君。

○10番（甲斐やす子君） 10番・甲斐です。

議案第7号 番号19について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、7月17日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、新規の使用貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手方の希望により農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この使用貸借契約については、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用して耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました10番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号19については原案可決されました。

以上をもって、議案7号、内容19件は原案可決されました。

◎閉議の宣告

○会長（佐藤徳市君） これをもちまして、第2回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

第2回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

（午前11時16分閉会）